近世における江戸湾交通について

特に陸上交通との関連において一

はじめに

大山参詣と渡海船 江戸湾交通と関所 おわりに

木更津船の成立と展開

はじめに

江戸湾は諸国の廻船が輻湊するところであったことは、今更ここ

戸に向け多くの日常消費物資が船舶により運送された。

江戸を取りまく沿岸地域の村々からも、江

に述べるまでもないが、

'内湾沿のことであるが、これらの地域から出港する船舶は物資の 本稿の対象とする沿岸地域とは房総半島の内湾沿、及び三浦半島

> 輸送のみならず、旅客の輸送にもあたっていた。 旅客は大山参詣者を中心に、日常的な用務を帯びた人々で、渡海

山

本

光

正

のである。渡海船による旅客の輸送は一部の公認された船 を除い 船の利用は江戸及び対岸との行程を短縮し、旅を容易なものとした

て、慣行として行われていたものであった。

ころとなったのである。すなわち幕府のとった陸上交通政策は原則

このため、渡海船による旅客の輸送は幕府交通政策に抵触すると

として旅行者は陸路を通行することとしていたため、旅行者の監視

は関所で行い、宿駅の運営財源は旅客から得る組織になっていた。 そこで本稿では渡海船による旅客輸送の実態と、渡海船による旅

客の輸送がいかに幕府の交通政策と矛盾したかを明らかにしたい。

木更津船の成立と展開

(-)木更津船の成立

する船で、 木更津船は木更津及び江戸の江戸橋に隣接する木更津河岸を往復 房総と江戸の物資や旅客輸送を特権として公許された船

である。

『君津郡誌上』や『木更津市史』に木更津船についての記述は ある(2) を占めるものであるが、これに関する史料があまり確認されていな 用しているにすぎない。 いため、その実態についてはこれまでほとんど発表されていない。 が、前者は木更津船の由緒についてのものであり、後者はそれを転 木更津船は江戸とその近国の流通や交通を考える上で重要な位置

史料近世篇上総国下』、及び旧幕引継書のうち『木更津河岸 旧(3) をもとに、その成立とその後の展開について述べてみたい。 全文をここに紹介することは困難なため、 本稿においては比較的まとまった史料が収録されている『千葉県 なお『木更津河岸旧記』は未刊のため、 左に目次のみ全文を掲げ 極力原文を引用したが、

ておきたい。

①一江戸橋木更津河岸起立由緒之事、 元禄六酉年+月

②一木更津船附場之義ニ付、木更津村名主共ゟ本船町名主相手取、同年九月 町 御奉行所北條安房守様江御訴訟申上、 御吟味之上御評定所

ニ而地所拝領被 仰付候願書并訳書

)一木更津河岸絵図面、同八亥年四月

⑤一河岸附町~之内沽券地与事替候分御尋有之、奈良屋市右衛殿江天明三卯年 ④一同所支配附木更津村名主ゟ一札取置候書留'寛保二戌年

書上候書留、

6 一木更津河岸堰板等新規修復共永~拝領船着場:付、同年 所江も御願等者不致候ニ付、 右一札取置候書付之事、 何れ之御役

⑦一町 ~ 河岸地面町方御掛ニ而、 天明四辰年 平生定杭建置揚場二致候所、

樽屋

8

)一木更津河岸堰板朽損候ニ付、 ^{寛保三亥年} 与左衛門殿懸二而御尋有之、 右書留、 御普請方御役所江 差上候願書并絵

図面

⑨一木更津船南北雇水主河岸=而及口論候処、寬政六寅年 取扱内済為致候二

右河岸者永々拝領地二付、

御願不申上候而も宜趣書留、

取置候一札書留

⑩一木更津南北五給船持名前船数之事: 同十一未年

一場未小揚所・小門前町屋等之内、唯壱人之住居有之、 之者召仕者有之候得共、名主・五人組者勿論、 地借・ 右一住居 店借も

之二付、 訴事も壱人 ニ而申出候場所有之哉、 但訴事へ無之共、

享和二戌年
一住居之場所有之著右例御尋有之二付、書上候書留、

) | 木更津治郎右衛門・庄七両艘定御廻り方ゟ御調有之処、河岸守享和二戌年

甚平不行届之義有之、右一件書留、

livil 附、河岸取締申付候定書之事、

⑬一同所船附之儀、根岸肥前守様御組臨時御廻り方ゟ御尋゠付差上。同三亥年

候書留之事,

- 寛保二戌年七月 - 方江 差出候書留、 - 方江 差出候書留、 - 方江 差出候書留、 - 公一河岸物揚場ニ番人小屋有之場所御調ニ付、絵図面相添北御廻り、文化二丑年

同村名主并 船頭江戸宿与兵衛申合、御地頭江御届申上候処、町)一木更津船乗組之もの右河岸川中江落入相果候者有之ニ付、其段寛保二戌年七月

木更津河岸江戸町方支配名主無之義御調有之、已後右様之異変御奉行嶋長門守様江御引渡:相成、御糺相済右一件落着後、

被仰渡候『付、同村一同懸合之上支配付御訴訟申上候処、願之之節差支』可相成間、新助江支配付『可相成趣、同御奉行所ゟ

通被仰付候一件書留、

行根岸肥前守様ゟ御尋『付訳書上留、⑮一木更津河岸支配附『相成候節訳合『而も有之哉之旨、南 御奉文化三寅年四月

右の項目の上にある○囲いの数字は筆者が引用の都合上加筆した

ものである。

木更津船の成立については①・②に詳述されているので両者を照

徳川氏は大坂の陣に際し、木更津村に対して水主二四名の提出を合しつつその成立について記してみよう。

は向井将監・小浜民部の船に分乗し、大坂に赴いている。命じている。その経緯は定かではないが、徴発に応じた水主二四名

乗り下り、谷之御蔵ニ而三十日余、昼夜共番仕、無恙御船蔵ヱニ、右之内拾弐人ハ大坂ニ而相果、残而拾弐人ハ御召之御白船を差上申候へ考、向井将監様・小浜民部様御船ニ乗罷登り申候処大坂御陣之節水主弐拾四人出申候様ニと被為 仰付候ニ付、則

納上申候付、御暇被下国元江罷帰候、②

旨を訴えている。 更津村代官南條帯刀に戦死者の妻子がこのままでは渇命に及ぶべき結果となり、帰国した一行は戦死者の遺族の生計を確保すべく、木結果となり、帰国した一行は戦死者の遺族の生計を確保すべく、木

許可が戦死者・生存者合せて二四名におりている。の計らいにより木更津近辺二万石余の城米を船賃三分にて運送する南條氏はこの旨を大久保石見守長安に願い出たらしく、大久保氏

揚場も定められ、さらに江戸―木更津間の人員輸送をも認められて木更津船の江戸における河岸場は舟町の河岸とし、間口三間の荷

いる。

公儀御帳面『御結置被遊候ゆへ」再発行は認められず、向井氏・小木更津の者達は御証文の再発行を大久保氏に願い出 た が、「則御れたが辰年(年号不明)に火災のためこれを焼失してしまった。以上の権利は永代のものとされ、それを保証する御証文も発行さ

の特権を維持したのである。 浜氏にこの経過を述べ、これを帳面に記してもらうことにより従来公儀御帳面。衛結置被遊候ゆへ」再発行は認められず。向井氏・小

(1) 河岸の移動と河岸場

木更津船は江戸の舟町の河岸場を使用する権利を得たが、舟町に 大東津船は江戸の舟町の河岸場を使用する権利を得たが、舟町に 木更津船は江戸の舟町の河岸場を使用する権利を得たが、舟町に 大東津船は江戸の舟町の河岸場を使用する権利を得たが、舟町に

その後何度か両者の間には軋轢があったようだが、舟町における

着岸を禁止したものであることは明らかである。事態が発生した。すなわちこの文からして高札の内容が木更津船の所ニ離れ申候得者、新法何方江船付ヶ可申様も無御座候間」というところが元禄六年「俄ニ御高札立申候ニ付驚入、拙者共永と之場木更津船の特権は維持されていた。

関係なく、幕府御船手が江戸橋の火消を命じられたためと判明し、早速町奉行にこの旨を訴え出ている。この結果今回の件は舟町とは木更津側は再び舟町の策動により着岸が禁止されたものと考え、

家老山田権右衛門、小笠原家の家老渡辺只右衛門より町奉行所へ替同年九月一五日向井・小笠原両家より呼び出しがあり、向井家の

木更津船一同は船手中に願いに出ている。

に四〇間の土地を替地として下し置かれることになった。翌日町奉行北条安房守にこの旨を願い出たところ、四日市の河岸

地を願い出すように指示されている。

ものが一○月四日に出頭しているが、その証言によると、を記入するように願い出ている。木更津船特権の証人として舟町の津の権利が明記されていないため、九月一七日に町奉行所へその旨り、文言からはこの河岸が各地の船河岸のような印象をうけ、木更ところが替地に建てられた杭の文言に「在〻郷 船 可 着 之」とあ

木更津船る外一切無御座候与証人=立申候=付、大の東部の関係で、一夜成共泊り申義無御座候、泊り船与申者上が申内計附置候而、一夜成共泊り申義無御座候、泊り船与申者上が申入門津船之儀、先規より船町之川岸江附来り申候ニ紛無御座候、木更津船之儀、先規より船町之川岸江附来り申候ニ紛無御座候、木更津船之儀、先規より船町之川岸江附来り申候ニ紛無御座候、

船は木更津船と相対で荷上げを決め、着岸は荷上げ中だけであったとあり、木更津船は河岸で一夜を明かすことができたこと、余浦の

ことが判る。

さて木更津船側の主張は同月一四日に評定所において認められ、

一六日に杭の立て替が実施された。

けである。 定められ、以降幕末に至るまでここが木更津船の荷揚場となったわ 木更津河岸の規模は東西二五間、 水際より土手際までが荷揚場と

いる。 その後元禄八年の口上書③によると、木更津河岸に囲いができて

乍恐口上書を以申上候

一本材木町之河岸東西弐拾五間、 規船町之河岸之御替地二被下候得者、 电 之御替地:被下置候処:、此度土手蔵:罷成候:付、奈良屋市 附ヶ荷物揚場。去~年酉十月十四日之御評定所 - 而船町之 河 岸 日ニ出雲守様江罷出御訴訟申上候処ニ、 囲半分御縮 メ 可 被 下 能勢出雲守様ユ御訴訟申上候様ニと御差図被遊候ニ付、今月二 衛門方江被為 右衛門ゟ拙者共荷物揚場惣囲被致、 御意被遊候故、 仰付、囲為御取被下候様ニと訴状差上申候得者 達背不仕御請負申上候、 横幅水際より土手際迄木更津船 何共迷惑ニ奉存候間、 当分計二而無 御座、 右之場所之義、先 市右

上総国木更津村

之儀『而難有奉存候、以上、

元禄八亥年四月三日

平岡三郎左衛門御代官所

同国同村

超口又兵衛御代官所 兵 衛

い出て、 けたのは土手地が奈良屋の拝領地となったのを機会に、木更津河岸 の周囲に囲いを作られてしまい、木更津村の名主はこれの撤去を願 これによれば木更津河岸の土手に蔵が建てられたため、 一部をも拝領地の中に取り込もうとしたためであった。 囲いは半分に縮小されているが、奈良屋がここに囲いを設 荷物揚場

(\equiv) 木更津河岸の治安維持

の

らず、 なかったようである。 木更津船は物資のみならず、 初めのうちは河岸及び船に関する特定の法令は出されては 人員の輸送を行っていたにもかかわ

さらに河岸には別段何の施設も設けられていなかったが、元禄八

けるべく願を出している。 年四月に奈良屋の囲い一件と生類憐みの令に掛けて、木戸番屋を設

申度奉存候、且又安房・上総工罷越候者共先規ゟ夜船ニ乗申渡し …河岸通往来之犬共数多罷在候間、 ~帳面□書留乗申度奉存候、 而御座候間、 あやしき者なと紛候而乗可申義も不被存 候間、 自然御尋之者、 則木戸番屋仕、 其外うさん成者参候 大切ニ為相守

節ハ留置、 御注進可申上候、以上、

からみると、幕府政策の大きな矛盾があったことになる。 調べを受けることなく自由に渡海できたわけであり、 せているにもかかわらず、これより以前にあっては乗船者は何等取 であったかは明らかではない。またこの願書によれば夜船に人を乗 この願いは容れられ、木戸番屋が設けられたが、どのようなもの 関所との関連

なかなか対応しきれなかったようである。そこで寛保二年九月木更 い出ている④。 津村は河岸を本材木町の名主支配下としてもらうよう町奉行所に願 を支配する名主は存在せず、各種事件が発生した場合木更津側では 木更津河岸は木更津村が特別に使用を許された事情からか、 こここ

一札之事

上総国木更津村ゟ御当地江往来之船者、 而候者貴殿御支配を請、 然ル上者諸御法度・御触書、 御奉行嶋長門守様江 貴殿御支配: 相附申度段奉願候得者、 候処、右場所只今まて名主支配附無之候ニ付、当月十六日町 絵図面間数之通、 八日御内寄合江被召出、 先年ゟ拙者共御拝領仕候間、 急度相守可申候、 拙者共願之通貴殿江御支配附被仰付、 又其外出入等不寄何事右地面二附 江戸橋際川岸ニ市別 荷物揚下し致来 同十 紙

与兵衛与申者右川岸守ニ附置申候而、 御公用為相務可申候、 尤

> 申候歟、 **貴殿方江申達、御差図請相勤候様ニ申付置候、若御差図相用不** 捨物・倒者其外不限何事出入出来仕候ハハ、 務方未熟之義茂有之候ハハ、 何時成共可被仰聞候、 右与兵衛方よ早速 早

速川岸守取揚ヶ跡役可申付候、

申 右之通貴殿御支配請候上者、 付 急度為相守可申候、 為後日一札仍如件 拙者共者不及申、 惣船持并 河岸守迄

寬保二戌年九月

上総国望陀郡木更津村 柳原八兵衛知行所 衛印

名主 新 左 衛 門印小笠原石見守知行所

飯田大三郎知行所 郎 田大三郎知行所 郎 公女知行所 兵 (衛印 平印

木更津村惣船持 保科直治郎知行所 重 衛門印 郎印

本材木町

名主 新 助殿

に連絡し、名主の指図に従ってこれを処理することが義務付けられ 岸守も駐在するようになった。 たわけである。 これより以降木更津河岸は本材木町名主支配のもとに置かれ、 河岸守は事が起きた時には早速名主 河

その後寛政一一年四月の書上⑪によると、「右船持共方ゟ河 岸 守

調べることなど満足にしていなかったようであり、

その結果「諸事

乗船者を

として利用されていたようであり、河岸守もまた高齢で、

以上のように木更津船は犯罪人が他国へ逃亡するための交通手段

木更津船の実態をよく示す事件が起きている⑫。惣代が交代で詰めていたことが知られるが、享和二年に河岸守及び河岸守船持惣代之住居壱ヶ所有之而已ニ而」とあり、河岸の外に船持兼船持惣代与申者両人付置、妻子・召仕等ハ無之、右者番屋同前之

命じられている。
うち庄七船と次郎右衛門船が、木更津河岸に着船次第届け出るよう同年四月二五日北定廻り飯尾藤十郎より河岸守甚平は木更津船の

が判明した。が次郎右衛門船が入船したにも拘らず飯尾氏に届け出なかったことが次郎右衛門船が入船したにも拘らず飯尾氏に届け出なかったこと守甚平を連れてくるよう飯尾氏より連絡があり、そこで初めて甚平ところが四月二七日木更津河岸に着船中の喜右衛門に対し、河岸

果、忠太郎の乗り込んだ船は吉右衛門船であった。 日夜、鍛冶橋御門中間忠太郎が同所において仲間と口論をし、疵を自わせて逃走したため探索したところ、木更津船に乗り込み逃走し負わせて逃走したため探索したところ、木更津船に乗り込み逃走し一方飯尾氏が両船着岸次第届け出るように命じたのは、四月一七

取締之義御改被成候、別紙ヶ條之趣」が定められた。

定

一御成之節之事

何艘着岸致居候』も、汐時等見合早と海手最寄立差出、御前但、江戸橋川筋 御通船之砌、船払被仰付候ニ付、木更津船

夜ゟ一切木更津河岸ニ着置申間敷候、且又浜御庭

御目障之義者不及申、前後御用船等之御差支等ニ相成候儀無御成之節、木更津表ゟ海手乗込之船并江戸橋ゟ出帆共少も

之様、急度相守可申事、

御用船被仰付候節、海上風波之義者不及申、諸事大切ニ心を付

但、江戸橋川筋其外江戸内川筋之義者平生御用船御通路有之相守相勤可申事、

候:付、右御用船江不法之義無之様急度相守可申事、

知荷物等無之もの、且又風俗等不見届もの者厳敷相断、乗船為毎夜河岸ゟ乗船之もの壱人別"名前町所帳面"相記、行先不相

致間敷事、

但

出船間二合不申、

小船二而追駈参候共、

居所河岸守る書

寸乗ご受い, 、長む日間攻耳、

付無之候ハハ、乗せ申間敷事、

都而御武家方御乗船之節、不礼無之様可致事、

是又御乗船之子細并御用筋御名前等承、帳面:相記可申

事

帳付場者不及申、 着岸之船中昼夜共火之用心大切; 相 守可 申

事

木更津船舟頭者不及申、 御法度之儀者勿論、 其外喧咙口論等不致様、 水主迄も船中ニおひて博奕諸勝負惣西 急度相慎可申事、

帳面場ニおゐて頰冠・鉢巻并寝伏等いたし、

船掃除致候節、 事 塵芥等猥『川中江捨、 又者外通船之差障二相成 取計候儀

之義ニ付、名主ゟ申渡候義急度相守可申事 船持惣代河岸守之儀、 都而当所御触事被仰渡等之義、

候義致間敷事

但、木更津舟船頭并水主之もの等船持惣代河岸守ゟ申渡候義

右之條、無等閑急度相守可申事、

少も相背不申、

急度相守可申事

享和二戌年五月

木更津河岸

壱艘 壱艘 壱艘 壱艘

三郎右衛門

壱艘

善

次

河岸守

船持惣代

長

右 右 兵

衛 衛

主

この定は文末の署名や文体からみて仲間において作成したものの

ようであるが、これによって木更津船の負担と乗船規定が明確にな

ったのである。

(PI) 木更津船の運営

木更津村は慣行上南組・北組に分れていたため、木更津船もまた

南北に分れていた。 寛政六年における南北の船持及び船数は左の通りである⑩。

致間

敷

木更津南北船持名前

寬政六寅年八月

上総国木更津村南北五給船持名前并所持船数共右村方ゟ認来、

南組船持 北組船持

其外町並

壱艘 八 左 衛

門

七 壱艘

庄

茂

兵

衛

六

右衛

門

壱艘 嘉

兵

衛

市郎右衛門

同 文

助

八 + 郎

同

弥 兵 衛

同

弐艘 鄊 左衛 門

同 半 兵 衛

壱艘 治郎右衛門

喜 平 次

弐艘 弐艘 壱艘

三艘

勘 伝 吉

次

郎 衛 門 門 郎

同 同

九

兵

衛

116

〆拾四艘

メ拾壱艘

押送り船を除く五大力船であろう。
(6) とあり、不足分は休株である。ここに計上されている二五艘の船はからも判るように、寛政六年における船数は二五艘、船持は二〇名押送り船でそれぞれ川船奉行の支配下に置かれていたが、右の史料押送り船を除く五大力船である。

力船二四艘、押送り船七艘となっている。が五大力船二九艘、押送り船が八艘、実際に稼動しているのは五大が五大力船二九艘、押送り船が八艘、実際に稼動しているのは五大安政二年一〇月における木更津船の稼動及び休株の船数は、休株

致、運賃平均配分」するよう決められている。
「四日市河岸戻り船四艘之外無之節は、 北船南船入組 之 し な ひっが作成されたらしく、同八年の掟書により運賃に関する取り決めが等請証文」によると、享保五年及び同八年に両者の対立により掟書でいたらしく、安永九年七月の「渡船賃出入之儀に付木更津村船持本更津船による運送をめぐり、南組と北組の間はしばしば対立し

資を積み込むようになり、これが不文律として守られてきた。した。このため自然と南の商人は南の船へ、北の商人は北の船に物運賃は平均して分配し、五艘以上は南北の船にそれぞれ分けて運送江戸から木更津に戻る船が四艘以内である時は南北の船に関係する「しなひ」とは漁獲物の分配にあたっての歩合のことであるが、

しかし運送物資の獲得のためこの不文律が犯され、「四艘しなひ」

も次第に無視されるようになってきた。

してしまっている。 はこれまで久留里藩黒田氏の廻米を運送してきたが、廻米量が減少はこれまで久留里藩黒田氏の廻米を運送してきたが、廻米量が減少成とすることから両者の対立が生じたらしく、さらに北組が解体をがとすることから両者の対立が生じたらしく、さらに北組が解体を 請証文の内容をみると、北組が従来の取り決めと不文律を解体せ

宿同士が相互に相談することが決められ、「四艘しなひ」は従 来 通結局北組訴訟方の要求はある程度認められ、船宿を替える時は船

りとされた。

文政五年には安房国の乗客運送に関し、南組内での対立が生じてを没収されてはとの配慮から、内々でこの一件を処理している。れを訴え出ると主張したものの、この件が理由となって木更津河岸河岸守甚平は早速南組の勘次郎初め、諸方へ連絡を取り、早速こ

いる。 治郎は安房の乗客は、すべて勘治郎が引き受けることが寛政度の申 「船稼出入之儀に付木更津村船持請証文」によると、 南組 勘

合書により決められていると申し立てたためである。

ければ自由競争となり、 当日出帆の船数へ平均に割当てていたが、文政五年からは指定がな の船を指定した場合は指定された船が客を運び、指定が無い場合は られなかった。この請証文によると、乗客の運送はこれまでは得意 勘治郎は寛政度の申合書を捏造したらしく、勘治郎の主張は認め 客と船持の相対とすることになった。

いる。 不尽之儀に付木更津村船持訴状」によると、栄次郎は久津間村内の ○年には久津間村の栄次郎が五大力船同様の船を建造し、 久留里川河口付近の麦畑に土手を築き、家屋や荷置場をも建設して 筋の物資を一手に運送しはじめた。これを訴えた「久津間村名主理 これまでの訴訟・対立は木更津船同士のものであったが、天保一 久留里川

きる。 から当時の木更津鉛の物資運送に関する状況の一面を窺うことがで この訴訟がどのように発展したのかは不明であるが、 訴状の文面

しく て加工したものを運送してきたが、 木更津船はおよそ五〇年程以前より郡中の山林・立木を薪炭とし 次第に荷物が減少してきている。さらに安永度の訴訟にもみ 山林の木材をかなり伐採したら

> 全体的に減少しているのである。 られたように廻米輸送量も減少するなど、郡中より出される荷物が

大山参詣と渡海船

(-)房総と三浦半島の渡海船

り海路を往く方が近距離であることは改めて述べるまで もな 房総方面より三浦半島及び東海道筋へ達するには、

陸路をとるよ

かろ

う。

られるが、なかでもよく知られているのが武州久良崎郡洲崎村の野 房総及び三浦半島のかなりの浦から渡海船が出ていたものと考え

嶋浦と上総国周准郡富津村である。

が、大山参詣のための渡海が圧倒的な量にのぼったであろう。 0

房総・三浦半島間は日常的な往来もかなり行われていたであろう

参詣者等の受け入れ体制をみてみよう。 こうした参詣者等の大半は武州野嶋浦へ上陸したが、野嶋浦側

、大山参詣之旅人渡海については、 一年七月の「為取替議定一札之書」によると、安房・上総両国よ 嘉永五年二月の「野嶋渡海船設『付聞書』に収録されている文政(ユタ) 古来より洲崎村と野嶋浦におい

て世話をしてきた。

二ヶ所で扱うことになったのであろう。 を洲崎村一ヶ村で扱うことなく、洲崎村とその小名である野嶋浦のれを呼び、別村のごとくになっていたという。このため渡海船来客れを呼び、別村のごとくになっていたという。このため渡海船来客野嶋浦とは洲崎村の小名で、時によっては野嶋村と記されること

大山参詣者の世話方は次第に乱れ、洲崎まで入り込む船も野嶋浦大山参詣者の世話方は次第に乱れ、洲崎まで入り込む船も野嶋浦で割りふった旅人が行くだけになってでとめられ、洲崎には野嶋浦で割りふった旅人が行くだけになってでとめられ、洲崎には野嶋浦で割りふった旅人が行くだけになって

なり水主・艀を呼び寄せる時は従来通りとする。い。洲崎村の旅人・船についても野嶋浦は干渉しない。干潮と野嶋浦に関係する旅人及び船について、洲崎村は一切干渉しな

洲崎・野嶋で扱う旅人が入り交じって来た場合、双方の宿でよ

く調べ、それぞれ連絡を取りあう。

右のうち房州宿と上総宿についてであるが、右の一札の差出及び一上総国の船にて渡海してきた旅人は上総宿が調べる。一安房国の船にて渡海してきた旅人は房州宿が調べる。

安房国の船客又は安房の住人を、野嶋浦が上総国の船客又は住人を受取人として洲崎村房州宿、上総宿野嶋浦とあることから、洲崎が

扱っていたものと思われる。

永五年富津村は渡海船を毎日富津―野嶋間に就航させることを計画参詣者であったが、日常の渡海船利用者もかなりあったようで、嘉渡海船利用者のうち、最も多かったのは先にも述べたように大山

之儀者申迄も無之、右様相成候得者、旅人へ不及申、海上相隔り……定渡海船日、往来相成候共、聊当方ニおゐて障り之筋毛頭無し、同年二月野嶋浦に意見を求めている。これに対し野嶋浦は、「是道」「明明」は京魚でもできる

渡海禁止の旨を言い渡している。る。さらに翌二年には浦賀奉行所の役人が富津まで出向いて、旅客れたようであるが、万延元年には船による人員輸送が禁止されていということで全面的に賛成をしている。この計画はどうやら認可さ

居候自他知縁用向相通候者共まて便利宜敷……

渡海の禁止は幕府海防政策の一環として実施されたものであり、

津よりの渡海賃」はこれを一覧表にしたものであるが、運賃は荒天ているが、これにより従来の渡海船の実態を知ることができる。「富江定渡海船賃并臨時横浜・浦賀両場所江仕立船賃銀書上」を作成し慶応三年三月富津村は旅客渡海の再開を願って「富津浦ゟ野嶋浦さらに水戸の浪士の逃亡等を阻止することが目的であった。

る

る。

によって決めることに なっ て

の場合は割高になり、

金額は相対

に備えて押送り船・遠海船・荷船

用意して置くが、

渡船者が多い時

渡海用の船は平生は漁船を三艘

| 富津よりの渡海賃 | | | | | |
|----------|------|----------|-----------|-----|------|
| 区 | 間 | 定渡海船運賃 | 仕立船運賃 | 船 種 | 水主人数 |
| 富津一 | -野嶋浦 | 銀5匁(片道) | _ | 漁船 | 3人乗 |
| | " | | 50匁(片道) | " | " |
| 富津一 | 横 浜 | | 金1両(日帰往復) | " | " |
| | // | | 金1両3分 (") | 押送船 | 4 人乗 |
| 富津一 | 浦賀 | <u>-</u> | 金1両 (") | 漁船 | 3人乗 |
| | " | _ | 金1両2分 (") | 押送船 | 4人乘 |

(「神奈川県史資料編9近世6」所収371号資料による。)

が、急ぐ時は一人であっても一〇 海者が一〇人になれば出船させる 富津より野嶋浦までの定渡海は渡 も用意しておくことにしてある。

人分の運賃を支払えば出船するこ

とになっている。

およそこれと変りがなかったであ の計画であるが、禁止前の様子も これはあくまでも再開を願って

ろう。

において渡海人一人ずつの出所、村名、姓名を厳重に調べ、ここで ヶ所とすれば不審者の摘発も容易であり、再開が認可されれば富津 「……船賃銀書上」とともに綴られている「定渡海船設願書」に 上総の浦とから出ている渡海船は地理的に恵まれた富津一

> どうかを調べれば不審者の渡海は阻止することができると述べてい 手形を作成し、渡海先は印鑑を渡しておくので、手形の印と同一か

所を無視した渡海を黙認してきたものの、 な調べが必要となるや、船舶に旅客を乗せることを禁止してしまっ 以上のように幕府は房総及び三浦半島の交通の実態を考慮し、 幕末に至り旅行者の厳重 関

船舶による人員輸送と陸上交通

たのである。

場以外の場所は禁止した。 通行を禁止したり、物資の付け通しを禁止し、休泊も原則として宿 物資の運搬や旅客の休泊を独占する必要があった。そのため脇道の 与えたり、免税措置をとっているものの、宿駅を維持するためには 街道の設定と把握がある。街道を維持するためには若干の補助金を 江戸幕府の交通政策の根幹となるものに東海道をはじめとする五

はなく、 てこれを認めている。富津―野嶋浦間については特権ということで ぶ行徳船(別名長渡船)及び木更津船による旅客の輸送は特権とし ったが、江戸周辺を例にとると、 船舶による旅客の輸送は当然宿駅に多大な損失を与えるものであ 慣行であったようである。 特例として江戸小網町と行徳を結

ようである。
(15)
お育する大名も、機会があれば参勤交代に利用しようと考えていたを有する大名も、機会があれば参勤交代に利用しようと考えていたを有する大名も、機会があれば参勤交代に利用しようと考えていたを有する大名も、機会があれば参勤交代に利用しようと考えていたが、特に成田り、行徳船は房総と江戸を往来する旅客の多くがこれを利用してお

行為に出ることが甚しかったようである。んどの旅客が船舶を利用しているため、船頭達も旅客に対し横暴ないとの旅客が船舶を利用しているため、船頭達も旅客に対し横暴なこれまで述べてきたことからも判るように、江戸―房総間はほと

寛政六年六月の禁令によると、下総国の本行徳・登戸・浜野村辺寛政六年六月の禁令によると、下総国の本行徳の船を装い、旅より物資や旅客を輸送する渡海船の船頭が舟中にて酒代を強要したより物資や旅客を輸送する渡海船の船頭が舟中にて酒代を強要した

かなり自由に旅客を輸送していたことが知られるのである。以上のことから船頭の不法行為はさておき、房総内湾沿の村々が

ろうか。
これに対し、対岸の三浦半島及び東海道沿の沿岸はどうであった

訴えによると、保土ヶ谷宿は大山参詣者を当所において船に乗せ、め、幕府より叱責を受けている。これは川崎宿が訴え出たためで、享保七年七月、保土ヶ谷宿は船舶による旅客の運送を 行っ たた

江戸まで輸送してしまうため、その間の宿駅の利益が減少してしま

ったためである。

六月、同一四年六月と、確認できるだけでも七回に及んでいる。い安永三年六月、同四年六月、寛政六年六月、文化二年七月、同五年公別りにたむろし、旅客を乗せてしまうこともあった。 これと同様の禁令はその後も度々出されており、明和四年二月、コルと同様の禁令はその後も度々出されており、他所の舟が保土ヶまた「他所ゟ舟参候而、拙者共村ゝ之内ニ而右之通り旅人舟 乗 候また「他所ゟ舟参候而、拙者共村ゝ之内ニ而右之通り旅人舟 乗 候

ずれも禁令が六月に集中しているのは、大山の開山期間(山内と称

している)が六月二七日から七月一八日までのためである。

するためである。
いる。その理由は度々述べているように旅籠屋・商人の収入が減少いる。その理由は度々述べているように旅籠屋・商人の収入が減少禁止令のうち、文化二年七月に出された申渡をみると、富士・大禁止令の

る。 おいら、旅客の海上航行を脇往来の通行としてとらえていることが判 川宿辺江致着船候義へ、脇往来差留之儀度々触有之候、」とあること またこの申渡の文中に「船往来差留之義、品川宿ゟ致乗船、神奈

いた保土ヶ谷宿が、野嶋浦の船によって旅客を奪われたと訴えてい文政二年九月には、これまで船舶による旅客運送で他宿を脅して

る20

あり、 戸へ向けての旅客輸送は認められていないにも拘らず、 浦賀方面へ達することが認められていた。しかし東海道の宿場や江 **倉・横須賀に達するが、ここから野嶋浦に出て海路大津・横須賀・** 保土ヶ谷宿は東海道の宿駅であるが、鎌倉三浦往還の分岐点でも 金沢町屋への人馬の継立を行っている。 金沢町屋からは 旅客を運ん 鎌

至っている。 訴訟はさらに進展し、 横須賀村が大津村を相手に訴訟を起こすに でしまったためこの訴訟に発展したわけである。

\equiv 江戸湾交通と関所

の通過に関してである。 戸湾における人員輸送と幕府交通政策とが大きく矛盾するのは関所 前章において江戸湾交通と陸上交通の関係について述べたが、 江

おいて取調べをうけるが、 江戸―房総間の往来のうち行徳船は形式的ではあれ、 他の渡海船は小岩・市川の関所を無視し 中川番所に

幕府はこれについての一定の見解を示す必要に迫られた。 文化四年陸上交通と海上交通の矛盾を突いたような犯罪が生じ、

て運航していたわけである。

町七左衛門忰富五郎の女房いくを無理矢理連れ去ってしまった。 戸表を徘徊するのは危険とみた平蔵はいくを連れて上総辺りの知 事件は下総無宿平蔵が引き起こしたもので、平蔵は江戸浅草山 江

とする意志があったわけで、 しかし江戸―上総間は関所があるため、築地辺りより 漁 木更津辺りに上陸している。 関所を避けた罪は周知のごとく極刑に 明らかに関所を除けて通行しよう 船 に 乗

ŋ

宅へ逃亡しようと計画した。

処せられ、

時によっては死後刑も摘用されるものである。

であり、これらの船に婦女子を乗せることを禁ずる法令や、 この事件に関連して江戸一房総間の渡海について調査し たとこ 安房・上総辺りより築地鉄砲洲辺りへ入津する船は毎日のこと 鉄砲洲

辺りの舟問屋に宛てた申渡も出されていない。

実情としては安房・上総の婦女子は江戸往復に際してはすべてこ

かが問題の中心となり、次に述べるように従来江戸一房総間を往復 このため評定所における評議は平蔵に関所破りを摘用するかどう

していた婦女子を救済する方向に向かっている。

の船を利用していることなどが報告されている。

之」と、何とも苦しい結論を出しているのである。さらに町奉行荒 評議における結果は「平蔵儀、 上総辺え渡海いたし候儀に付、 御関所より里数隔り候海岸より乗 御関所近辺、忍ひ通り候ニは無

婦女子の渡海について次のように評議をしている。 尾但馬守が御留守居へ問合せたところ、海上は関所の持場で は 女通船のことは取扱っていないという解答を得ている。さらに 無

置二成候は、不穏、 支出来可申哉も難計…… 候得は、厳科ニ被行候もの多く相成可申、且は御府内近国にて日 の共は、船ニて安房・上総辺之女を連参候儀、不苦哉ニ心得居候 々諸色運送も有之場所、 ……一躰是迄、海上女通船、 も粗相聞候、然ルを、漁船ニ女を乗セ渡海いたし候迚、 場広之儀ニ付、法を犯し候もの多く出来申間敷とも難申、 勿論、 通船之儀、 女渡海之儀、厳重二御制禁 有之 候 難成趣之御規定も無之故、 厳重改等有之候ハハ、 下賤之も 重御仕 品~差 左 ع

名等の婦女子ではないと仄めかしている。 まず評議において通船利用者を「下賤之もの」と規定し、 暗に大

であろうと述べているが、ここではあくまでも禁止令を出した場合 ということで、従来渡海していた婦女子については一切触れていな あるから、法を犯す者も多くなり、厳科に処せられる者が多く出る さらに婦女子の渡海を禁止したとしても、海上という広い場所で 禁令及び渡海船の厳重な改めをすれば、流通機構が混乱し、

以上のことから、 評議においては平蔵の吟味書に「御関所有之、 生活物資に影響が出るであろうとしている。

猥ニ 女連参り候儀**、** となどから、平蔵は関所破りの刑は免れたのである。 もおり、 たまたま築地に漁船が着岸していたためこれを利用したこ 相成間敷とは無之」とあること、上総には知人

おわりに

て述べてきたが、両地域における渡海船の形態をまとめてみると、 房総半島及び三浦半島における渡海船を、旅客の輸送を中心とし

およそ次の三種類に分類することができよう。

口房総半島内、三浦半島内を結ぶ渡海船 → 房総半島及び三浦半島の対岸を結ぶ渡海船。

台両地域から江戸方面に対する渡海船。

り、木更津船のごとく旅客の輸送を公認された渡海船は別として、 これら渡海船の中でも最も規模が大きかったのが木更 津 船 であ

その大半は慣行として旅客の輸送にあたっていたわけである。

旅客の輸送は陸上交通と競合、矛盾を生じるものであるが、

さき

害と対立することは余りないと考えられる。それは房総・三浦半島 に分類した三形態のうち、

(一)の場合はとりあえず陸上交通の利

を走る脇往還の継場は交通都市として存在することが少 かっ たこ 陸上交通による収益が村民生活を支えていた場合であっても、

Ł

その継場自体が渡海船を経営していることが多かったためである。 これに対し、江戸に向けての渡海船は特に三浦半島の場合、東海

道の宿駅と直接利害関係が生じたのである。

しかし形態がどうであれ、ほとんどの渡海船が関所、特に小岩

市川の関所を無視して旅客を輸送したのであり、幕府は既に発達し た交通組織を是正してこの矛盾を解決することは不可能になってい

亡手段として用いられたことがしばしばあり、こうした観点から蔡 このため木更津船においても述べたごとく、渡海船は犯罪者の逃 たのである。

末期における村落の治安をみる必要もあろう。

1

- 君津郡教育会編『君津郡誌上』
- 2 木更津市史編集委員会編『木更津市史』
- 3 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料近世篇上総国下』千葉県刊

4

- 5 書は後年の編纂にかかるものであるから、年号を筆写の段階で間違えた あり、これをもとに八三年以前を逆算すると万治三年となる。恐らく本 ってしまう。ところがこの文の数行あとに「五拾年以前元禄六酉年」と から、これをもとに逆算すると、慶長年間となり、木更津船成立前とな 年代が「八拾三年已前」となっている。①の作成年代は元禄六年である 『木更津河岸旧記』①によると、舟町が木更津船の着岸を拒否した 国立国会図書館蔵旧幕引継書『木更津河岸旧記』
- 6 『千葉県史料近世篇上総国下』所収44号史料
- 同右 38号史料

- 8 40号史料
- 9 神奈川県企画調査部県史編集室編『神奈川県史資料編九近世六』所 同右 42号史料
- 収368号資料 『新編武蔵風土記稿久良岐郡之二』(『大日本地誌大系十巻』所収)
- $\widehat{12}$ $\widehat{11}$ 『神奈川県史資料編九近世六』 所収30号資料
- $\widehat{13}$
- $\widehat{14}$ 同右 370号資料

同右 371号史料

- 児玉幸多校訂『五街道取締書物類寄拾三之帳』(『近世交 通 史 料 集
- <u>15</u> 上』 所収)
- $\widehat{16}$ 児玉幸多編『近世交通史料集幕府法令下』所収63号史料
- 17 保土ヶ谷区郷土史刊行委員部編『保土ヶ谷区郷土史上巻』
- 18 る。 同右 原文の引用はなく、禁令が出されたことのみが記載されてい
- 19 国立国会図書館蔵旧幕引継書『類集撰要二九』
- $\widehat{20}$ 『保土ヶ谷区郷土史上巻』
- 石井良助編『御仕置例類集第五冊』所収65号史料

※拙稿印刷中安池尋幸氏により「中世・近世における江戸内海渡船の展 どについても言及されている。 開」『神奈川県史研究49』所収)が発表された。安池氏の論文 は 野島 - 富津の渡海船についての論文で、大山参詣との関係及び通行手形な

、国立歴史民俗博物館 歴史研究部)